

滝川市訓令第3号

滝川市立保育所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が設置する保育所（以下「市立保育所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、もって市立保育所を利用する小学校就学前の子ども（以下「児童」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 市立保育所は、滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年滝川市条例第37号）その他の関係法令を遵守し、運営を行うものとする。

- 2 市立保育所は、保育の提供に当たっては、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 市立保育所は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 市立保育所は、児童の属する家庭及び地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(名称及び位置)

第3条 市立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号

(提供する保育等の内容)

第4条 市立保育所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）の規定により、次に掲げる保育等の提供を行う。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 給食（昼食及び間食をいう。）
- (3) 延長保育
- (4) 病後児保育
- (5) 休日保育
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める保育等

(利用定員)

第5条 市立保育所の利用定員は、次のとおりとする。

名称	2号認定 (満3歳以上児)	3号認定	
		満1～2歳児	0歳児
滝川中央保育所	50人	29人	11人

- 2 前項の規定にかかわらず、保育利用の需要の増大その他やむを得ない事情があるときは、同項に規定する利用定員を超える児童を受け入れることができる。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 市立保育所が保育を提供するに当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の員数は、入所人数により変動させることができるものとする。

職種		員数	職務内容
所長	常勤専従	1人	特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、市立保育所の管理運営に係る業務を統括する。
主任保育士	常勤専従	2人	所長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
保育士	常勤専従	12人以上	保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	常勤専従	2人	児童の健康管理、衛生管理、乳児保育及び病後児保育に従事する。
栄養士	常勤兼任	1人	給食業務の総括を行う。
調理員	常勤専従	2人	給食調理業務に従事する。
嘱託医	非常勤	1人	児童の健康管理業務を行う。
管理人	委託	2人	市立保育所の清掃その他必要な雑務を行う。

注 保育士の員数については、病後児保育の担当1人を含む。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）第2条第1項第3号に定める日をいう。）は、保育を提供しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次の各号に掲げる児童の保育の必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間帯の範囲内において、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）が保育を必要とする時間とする。

(1) 保育標準時間 午前7時から午後6時まで

(2) 保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、保護者の就労や就学等の理由により保育が必要と認めるときは、次の各号に掲げる児童の保育の必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間帯の範囲内において保護者が保育を必要とする時間について延長保育を提供するものとする。

(1) 保育標準時間 午後6時から午後7時まで

(2) 保育短時間 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで

3 市立保育所は、延長保育を要するときは、当該延長保育を要する児童の保護者に対してあらかじめ延長保育の利用について申出をさせるものとする。ただし、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(利用の開始に関する事項)

第9条 市立保育所は、市から利用の実施について入所調整を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとする。

(1) 児童が小学校に就学したとき。

- (2) 保護者が法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退所届が提出されたとき。
- (4) 滝川市立保育所条例施行規則（平成26年滝川市規則第10号）第10条第2項の規定により滝川市福祉事務所長が退所させることを決定したとき。

（利用者負担その他の費用の種類）

第11条 保護者は、市長が定める保育料及び給食費を市へ支払うものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、保育の提供において通常必要とされるものであって、児童の保護者に負担することが適当と思われる費用について当該保護者から支払を受けるものとする。

3 市長は、前項の規定の費用の支払を求めるときは、あらかじめ費用の用途及び額並びに支払を求める理由について書面によって明らかにするものとし、保護者から同意を得なければならない。

（虐待防止のための措置）

第12条 市立保育所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の配置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（緊急時における対応）

第13条 市立保育所の職員は、保育の提供中に児童に健康状態の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに当該児童の保護者又は主治医若しくは嘱託医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第14条 市立保育所は、保育の提供により事故が発生したときは、速やかに当該児童の保護者又は家族及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 市立保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 市は、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 所長又は防火管理者は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、児童の安全を図るため、非常事態に備え、採るべき処置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月1回の避難訓練を行うものとする。

（苦情対応）

第16条 市立保育所は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者苦情受付の窓口を設置し、保護者に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

2 市立保育所は、苦情を受け付けたときには、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行うものとする。

3 市立保育所は、苦情内容並びに苦情に対する対応及び改善策について記録するものとする。

（秘密の保持）

第17条 市立保育所の職員は、業務上知り得た児童及び保護者の秘密を保持するものとする。

2 市立保育所の職員は、地域子育て支援事業を利用した児童やその家族の秘密を保持するものとする。

3 市立保育所の職員は、連携施設を利用する児童及びその家族の秘密を保持するものとする。

4 市立保育所の職員は、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持するものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 市立保育所が保有する個人情報の取扱いについては、滝川市個人情報等の適正管理に関する規程（平成14年滝川市訓令・滝川市議会訓令・滝川市教育委員会訓令・滝川市選挙管理委員会訓令・滝川市ほか5組合公平委員会訓令・滝川市監査委員訓令・滝川市農業委員会訓令・滝川市固定資産評価審査委員会訓令第1号）による。

(記録の整備)

第19条 市立保育所は、保育の提供に関する以下に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間（保育所児童保育要録にあつては、当該児童が小学校を卒業するまでの間）保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 保育所児童保育要録

(施行細目)

第20条 この規程に定めるもののほか、市立保育所の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。